

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故において、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件について

平成 23 年 1 月 25 日
経済産業省商務流通グループ
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「消安法」）第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、製品起因か否かが特定できていない事故として公表した案件のうち別紙については、消費経済審議会製品安全部会『平成22年度第4回製品事故判定第三者委員会』における審議の結果、原因究明調査を行ったものの製品に起因して生じた事故かどうか依然として不明であると判断したので、製品安全に資する情報提供の観点から、不明の理由を付して公表することとします。

なお、事故原因は不明であるため、今後の事故の発生について注視し、必要に応じて対応を行うこととしています。

※詳細は別紙のとおりです。

【参考】※消安法

（内閣総理大臣への報告等）

第35条

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
1	A200800437 平成20年7月5日(東京都) 平成20年7月30日	扇風機	MF-25B	森田電工株式会社	(火災) 火災が発生し、火災現場に当該製品があった。	○当該製品の樹脂はほとんど焼損、焼失していた。 ○残存していた電気部品(モーター、スイッチ)、内部配線、電源コードに熔融痕等の発火の痕跡は認められなかった。 ○焼失等によって一部の電気部品(コンデンサー)が確認できなかった。 ○当該製品のスイッチは「強」の状態、使用者が外出している間に火災が発生した。 ●事故原因は、当該製品の焼損が著しく、電気部品等の一部が焼失して確認できないことから、製品起因か否かを含め原因の特定はできなかった。	約4年使用
2	A200800533 平成20年8月20日(東京都) 平成20年8月22日	充電式クリーナー	SOJ-TRV10	株式会社オーム電機	(火災) 当該製品付近から出火したと思われる火災が発生した。	○当該製品は上面の焼損が著しく、前方上部は焼失し内部基板の一部も焼失していた。 ○当該製品の底面及び充電電池の装填部はほとんど焼損しておらず、残存している電気部品等に熔融痕等の発火の痕跡は認められなかった。 ●事故原因は、当該製品の焼損状況から外部からの延焼の可能性も考えられたが、内部基板の一部が焼失していたため、製品起因か否かを含め原因の特定はできなかった。	
3	A200800572 平成20年8月11日(東京都) 平成20年9月5日	扇風機	CIM-352	株式会社ドウシシャ	(火災) 当該製品付近から出火する火災が発生した。	○当該製品は焼損が著しく、一部の電気部品(電源コード、モーター、内部配線)しか確認できなかった。 ○電源コードに熔融痕が認められたが、一次痕か二次痕かどうかの特定はできなかった。 ●事故原因は、当該製品の焼損が著しく電気部品の一部しか残存していないことから、製品起因か否かも含め原因の特定はできなかった。	約5年使用

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
4	A200800599 平成20年8月19日(宮城県) 平成20年9月12日	電気洗濯乾燥機	NW-D8AX	日立ホーム・アンド・ライフ・ソリューション株式会社 (現日立アプライアンス株式会社)	(火災) 当該製品を使用していたところ、異臭がし、洗濯槽の外側に炎が見えた。	○当該製品はリサイクル店で購入したため、購入以前の使用状況等は不明である。 ○全体に激しく焼損しており、給水弁、排水弁、ファンモーター、ヒーター部の温度センサーについては、確認することができなかった。 ○残存している電気部品や電源電線、内部配線については溶融痕等の発火原因となる痕跡は認められなかった。 ●事故原因は、当該製品が全体的に激しく焼損しており、残存している部品には溶融痕等の発火の痕跡は認められなかったが、給水弁、排水弁、ファンモーター、ヒーター部の温度センサーについては残存しておらず確認することができなかったため、製品起因か否かも含め原因の特定はできなかった。	
5	A200900092 平成21年3月30日(岐阜県) 平成21年4月30日	こたつヒーター	NN8050	クレオ工業株式会社	(火災) 当該製品付近から出火する火災が発生した。	○使用者は事故後に電気こたつ、こたつ布団、絨毯等を焼却していた。 ○焼却後の当該製品を確認したところ、ヒーター管に破損はなく、ヒーター線には断線は認められなかった。 ○当該製品の温度ヒューズ(157℃)は溶断しており、温度ヒューズの端子固定台の片側に発熱痕が認められた。 ○当該製品の中間スイッチ部の電源コードには折れ曲がりが見られ溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕かどうかを特定できなかった。 ●事故原因は、当該製品の温度ヒューズの取り付けに不具合があったために接続部が異常発熱し発火に至った可能性があるが、中間スイッチ付近のコードが使用時の繰り返し屈曲で断線し発火に至った可能性もあり、製品起因か否かも含め原因の特定はできなかった。	
6	A200900109 平成21年4月28日(大阪府) 平成21年5月8日	ACアダプター(ノートパソコン用)	PC-AP7400	株式会社日立製作所	(火災) ノートパソコンを使用していたところ、当該製品から発煙・発火する火災が発生した。	○当該製品の焼損部分は、電源コードセットを接続しているACインレット部のみであり、嵌合部の金属端子が溶融・消失していた。 ○ACインレット部分は焼損が激しい為、異物等の付着は確認できなかった。 ○基板の回路は、直接AC入力すると正常に作動した。 ●事故原因は、ACインレット嵌合部の金属端子部のみ溶融・消失していることから、ACインレット部分でトラッキング現象が発生し発火した可能性があるが、トラッキング現象が発生した原因を特定できなかったため、製品起因か否かも含め原因の特定はできなかった。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	事故内容	判断理由	備考
7	A200900760 平成21年11月26日(愛媛県) 平成21年12月16日	空気圧縮機	PIONEER100-6	アネスト岩田キャンベル株式会社	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○当該製品の焼損が著しく、金属部以外は焼失していた。 ○当該製品は電気ポットと一緒にマルチタップに接続されていた。 ○当該製品のモーター固定子のコイル部にショート痕が認められたが、一次痕か二次痕かを特定することはできなかった。 ○当該製品の安全装置は焼失していたため、確認できなかった。 ●事故原因は、モーター固定子のコイル部にショート痕が認められたが焼損が激しく、製品起因か否かも含め原因の特定はできなかった。	
8	A200900924 平成22年1月15日(東京都) 平成22年1月26日	エアコン(室外機)	R50CCV	ダイキン工業株式会社	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	○当該製品は焼損が著しかった。 ○残存した電気部品に発火の痕跡は認められなかったが、焼失して確認できない部品(基板及びコンデンサー)があった。 ○当該製品近傍にタバコの吸殻及び灰皿が確認された。 ●事故原因は、一部の電気部品が焼失しており確認できなかったこと、また外火による火災の可能性も考えられたことから、製品起因か否かも含め原因の特定はできなかった。	・約5年使用